

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定に係る評価結果を公表する。

平成29年3月24日

浜松市長 鈴木 康友

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
施設整備運営事業

特定事業の選定について

平成 29 年 3 月 24 日

浜松市

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業 特定事業の選定について

目 次

第1章 事業概要	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	1
3 施設の立地及び規模	1
第2章 本市が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価	3
1 評価方法	3
2 本市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）	3
3 PFI事業で実施することの定性的評価	4
4 事業者に移転するリスクの評価	4
5 総合的評価	5

第1章 事業概要

1 事業の目的

本件事業は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新清掃工場及び新破碎処理センター（以下「本件施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行い、資源回収及び回収したエネルギーの地産地消を進めることで、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本件事業は、本件施設の設計、建設、資金調達及び運営に係る業務を、民間事業者（以下「事業者」という。）が一括して行うBTO（Build：建設、Transfer：所有権の移転、Operate：運営）方式により実施する。事業者は、本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設竣工時にその所有権を本市に引き渡す。

なお、本件施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施することとする。

(2) 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から平成56年(2044年)3月31日までの約26年間とする。

- ・設計・建設期間：特定事業契約締結日から平成36年(2024年)3月31日までの約6年間
- ・運営期間：平成36年(2024年)4月1日から平成56年(2044年)3月31日までの20年間

3 施設の立地及び規模

(1) 事業用地

- ア 所在地：静岡県浜松市天竜区青谷地内
- イ 敷地面積：約7.56 ha
- ウ 都市計画事項
 - ・都市計画区域：都市計画区域外
 - ・用途地域：指定無し
 - ・防火地域：指定無し
 - ・高度地区：指定無し
 - ・建ぺい率：指定無し
 - ・容積率：指定無し
 - ・高さの制限：指定無し
 - ・日影規制：指定無し

(2) 新清掃工場の概要

- ア 処理対象物 もえるごみ、可燃性残渣、下水道汚泥、焼却対象災害廃棄物（非定常的に発生）。
なお、不燃残渣は埋立処分または溶融処理（焼却処理を含む。）とする。
- イ 処理方式 ストーカー方式（主灰の外部資源化）又はシャフト式ガス化溶融方式
- ウ 処理能力 399 t / 日
- エ 余熱利用 蒸気、温水、発電

(3) 新破碎処理センターの概要

- ア 処理対象物 破碎設備 : もえないごみ、連絡ごみ（粗大ごみ）、特定品目（蛍光管、ライター、スプレー缶）、破碎対象災害廃棄物（非定常的に発生）
選別設備 : プラスチック製容器包装
保管設備 : びん類、特定品目（電池、水銀体温計）、小型家電等
- イ 処理方式 破碎 : 粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管
選別 : 選別＋圧縮梱包＋保管
- ウ 処理能力 破碎設備 : 38 t / 日
選別設備 : 26 t / 日

第2章 本市が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

1 評価方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び本件事業実施方針に基づき、本件事業をPFI事業で実施するための選定の基準は、公共サービスの水準の向上及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることとした。具体的には、次により評価を行った。

- (1) 本市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）
- (2) PFI事業で実施することの定性的評価
- (3) 事業者に移転するリスクの評価
- (4) 上記(1)から(3)による総合的評価

2 本市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）

(1) 本市の財政負担見込額算出の前提条件

本件事業を本市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算出に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区 分		本市が直接実施する場合	PFI事業で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳		①設計・建設費 運営費 ③起債金利 発注支援費用 ⑤施工監理費	①設計・建設費 運営費 起債金利 ④アドバイザー費用 ⑤モニタリング費用 SPC開業費 SPC経費 公租公課
共通の条件		①事業期間：約26年間（設計・建設期間約6年間、運営期間20年間） 年間計画処理量：新清掃工場処理対象量 106,945 t/年 新破碎処理センター処理対象量 （破碎設備）8,651 t/年、（選別設備）5,937 t/年 ③割引率：1.1%/年 ④物価上昇率：0%	
資金調達に係る事項	交付金	「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に基づき設定	同左
	起債	設計・建設費から交付金を除き、所定の充当率により設定	設計・建設費から交付金を除き、所定の充当率により設定
	民間資金	—	資本金及び金融機関からの借入金で構成されるとして設定
	一般財源	交付金、起債を除き設定	交付金、起債、民間資金を除き設定
施設整備に関する事項		事業者に対する見積徴取の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
維持管理に関する事項		事業者に対する見積徴取の結果を精査して設定した運営費	同左

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値 に換算することにより評価を行った。

一定期間の長期金利等の推移を基にして設定した割引率を用いて、現時点の価値に換算する考え方。割引率を大きくするほど、数年後の価値を現在価値換算した値は小さくなる。

(2) 本市の財政負担見込の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担の比較をすると、以下のとおりである。ここでは、本市が直接実施する場合の財政負担見込を 100 とし、PFI 事業で実施する場合と比較を行った。

	財政負担の比較
本市が直接実施する場合	100.00
P F I 事業で実施する場合	96.93
V F M	3.07

3 P F I 事業で実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業で実施する場合、事業者の経営能力及び技術的能力を活用することによって、本市が直接実施する場合と比較すると定性的には、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な運営の実施

設計・建設及び運営の一括発注により、運営の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

また、運営業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運転・維持管理の実施が可能になる。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になる。

(3) 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関しては、本市が本事業を自ら実施する場合は、交付金と起債及び一般財源から構成されているが、P F I 事業により実施する場合、それらの一部を民間金融機関からの借入等で対応でき、本市の財政支出の平準化が期待できる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になる。事業者に移転するリスクの評価については、「4 事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 事業者に移転するリスクの評価

本市が直接実施する場合には、本市がすべてのリスクを負担することとなるのに対し、P F I 事業で実施する場合は、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転することとなる。

事業者は、本市よりも効率的かつ効果的にリスクを管理することが可能であり、事業者が有するリスクの管理及びリスクへの対策のノウハウを生かすことで、リスク発生（頻度）の抑制、リスク

発生時被害額の抑制が期待できる。主に、次に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活用し、安定した事業運営を行うことにより、公共サービスの質の向上を図ることができる。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ア 測量・調査に関するリスク
- イ 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本件事業をPFI事業（BTO方式）で実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額の約 3.1%の縮減が見込まれるとともに、公共サービス水準の向上や、民間事業者への効率的かつ効果的なリスク分担も図れることが期待できる。

したがって、本件事業をPFI事業（BTO方式）により実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。

事 務 局	:	浜松市 環境部 廃棄物処理課 新清掃工場グループ
所 在 地	:	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江三丁目 1 番 10 号
T E L	:	053-453-6226
F A X	:	053-457-3071
E - m a i l	:	shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	:	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

以 上